

国家登記一般法（2009年6月25日付  
モンゴル国法律）〔仮訳〕

2015年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 国家登記機関のシステム、指導管理及び基本的職責
- 第3章 国家登記情報統一バンク
- 第4章 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関による情報の付与
- 第5章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、国家登記の統一的システムと関連する関係を調整することに存する。

第2条 国家登記の法令

- 1 国家登記の法令は、モンゴル国憲法、民法、国民の登記に関する法律、法人の国家登記に関する法律、財産所有権及びそれと関連するその他の財産権の国家登記に関する法律、統計に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 国家登記の原則

- 1 国家登記活動においては、次の原則による。
  - (1) 統一的システム及び方法があること。
  - (2) 集中した指導管理があること。
  - (3) 独立していること。
  - (4) 真実、具体的かつ必ず履行すべき性質を有すること。
  - (5) 証明証憑に基づき、法律所定の手続に従い処理すること。
  - (6) 個人又は法人の適法な権益を尊重し、秘密を厳守すること。

第4条 国家登記及びその統一的システム

- 1 権利又は義務が生じ、変更され、又は終了することと関連する法律所定の登記活動は、これを国家登記という。
- 2 国家登記の統一的システムは、次の部分からこれを構成する。
  - (1) 国民の国家登記
  - (2) 法人の国家登記
  - (3) 財産権の国家登記

- 3 国民の権利又は義務が生じ、変更され、又は終了することと関連する法律所定の登記活動は、これを国民の国家登記という。
- 4 法人の権利又は義務が生じ、変更され、又は終了することと関連する法律所定の登記活動は、これを法人の国家登記という。
- 5 所有の形式及び所有者の国籍を問わず、モンゴル国の領域に所在する財産の権利が生じ、変更され、又は終了することと関連する法律所定の登記活動は、これを財産権の国家登記という。

#### 第5条 国家登記の処理

- 1 国家登記は、第3項ないし第5項所定の情報のある証明証憑に基づいてこれを処理する。
- 2 国家登記は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長が承認した国家登記処理手続に従いこれを処理する。
- 3 国民の国家登記は、次の種類を有する。
  - (1) 出生
  - (2) 婚姻
  - (3) 離婚
  - (4) 再婚
  - (5) 父の確定
  - (6) 養子縁組
  - (7) 族称、父（母）称及び名の変更
  - (8) 死亡
  - (9) 公民身分証
  - (10) 外国へ旅行する権利
  - (11) 重複のない個人的データ（指紋）
  - (12) 国民の恒久的居住地
  - (13) 移動性
  - (14) モンゴル国籍からの離脱、国籍の取得又は国籍の回復
- 4 法人の国家登記は、次の種類を有する。
  - (1) 法人の名称、種類及び形式
  - (2) 法人の設立（新規設立又は組織再編による設立）
  - (3) 法人の発起人並びに発起設立文書及びそれに導入された変更
  - (4) 法人の活動の終了（組織再編による設立又は解散）
  - (5) 組織再編により設立する方式により新規に生じ、及び活動を終了した法人それぞれその権利の承継
  - (6) 法人の国家登記番号及び登記簿番号
  - (7) 法人の情報に導入した変更
  - (8) 当該法人の支店又は代表事務所のある場合には、その所在地の法的住所
  - (9) 会社である場合には、その株主の族称、父（母）称、名、住所、保有株式数及びそれに導入された変更
  - (10) 会社については、発起設立文書所定の自己資本金額
  - (11) （失効）
  - (12) 法人を委任状なくして代理する権限を有する役職員の族称、父（母）称、名、住所、職務、公民証、文書及び納税者登記番号
  - (13) （失効）
- 5 財産権の国家登記は、次の種類を有する。

- (1) 財産所有権
- (2) 財産占有権
- (3) 財産使用权
- (4) 担保
- (5) 身元保証
- (6) 賃貸借
- (7) 地役権
- (8) 用益権
- (9) 他人の土地上に建築施設を建設する権利
- (10) ファイナンス・リース（リーシング）契約の権利

## 第6条 国家登記手続

- 1 前条第3項ないし第5項所定の国家登記活動と関連する関係は、法律によりこれを定める。

## 第2章 国家登記機関のシステム、指導管理及び基本的職責

### 第7条 国家登記機関のシステム

- 1 モンゴル国の登記機関のシステムは、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関、その地方における支局、単位及び職員によりこれを構成し、かつ、国外において活動するモンゴル国の外交代表部及び領事館は、法律所定の登記活動を行う。
- 2 国家登記機関は、統一的システムであり、集中的指導管理を有する。
- 3 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の規程は、政府がこれを承認する。
- 4 国家登記機関の活動については、国家予算から資金を供与し、かつ、当該予算は、当該機関が職責及び目的の全部を執行する必要を満たしたものとする。
- 5 国家登記機関の地方の支局、単位及び職員の登記活動を正常に展開する条件を具備するのにおいては、アイマグ、首都、ソム及びドゥーレグの国民代表会議及び政府の長は、支援を供与する。

### 第8条 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の基本的職責

- 1 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、次の基本的職責を執行する。
  - (1) 国家登記の法令を執行する業務を組織し、登記活動を改善したレベルのものとする措置を講ずる職責
  - (2) すべてのレベルの登記機関及び国家登記活動を専門業務及び方法に係る指導管理により保障し、活動に対し監督を行って活動する職責
  - (3) 国家登記の原証明証憑のアーカイブ及び電子情報バンクを開設し、管掌し、及び分類して保管し、並びにそれらの保管及び保護に係る信頼性を保障する職責
  - (4) 国家登記活動について外国及び国際的な登記機関その他の専門業務機関とモンゴル国の法令及び国際条約に従い共同して活動する職責
  - (5) モンゴル国の大フラル、大統領、政府及びそれらの所属機関の活動に支援を供与して必要な情報を発行して与える職責
  - (6) 部門内の専門業務基幹人員の能力並びに技能・技術及びソフトウェアに係る能力を向上させる事項を統一的政策及び計画をもって実行する職責
  - (7) 国家登記の処理及び原証明証憑の真実性を精査して要件を満たし、発生した瑕疵を除去する措置を講ずる方式により国家登記の真実性及び正確性を確保する職責
  - (8) 国家登記活動の報告情報を国の範囲において統一して発行し、法律に従い通

知し、活動の情報及び報告における結果の分析及び研究を行う職責

- (9) 国家登記官を養成・訓練し、専門業務技能を取得させる教育を組織する職責
- (10) 国家登記活動において用いる文書の様式又は見本、関連する指示及び手続を法律所定の手続に従い承認して遵守させる職責
- (11) 国家登記の方式又は方法を国際的分類又は基準に適合させて改善し、権限を有する機関の同意により発布して遵守させる職責
- (12) 国家登記活動と関連する法律所定のその他の職責

#### 第9条 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長の権限

- 1 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、次の権限を行使する。
  - (1) 国家登記機関の活動を国の範囲において指導管理して組織する権限
  - (2) 国家登記機関の活動において遵守すべき規則又は手続をこの法律その他法令に適合させて承認し、執行を確保させる権限
  - (3) 国家登記機関の役務基準を遵守させる権限
  - (4) 国家登記機関の地方における支局又は単位の長及び国家登記官を任命し、又は解任する権限
  - (5) 国家登記機関の公務員の活動に対し監督を行い、その違法な決定を変更し、又は失効させる権限
  - (6) 国家登記機関の公務員を報奨し、又は規律処分を科する権限
  - (7) 国家登記機関を代表して内国又は外国の機関と交流する権限
  - (8) 国家登記機関、公務員その他の職員の安全、権利及び適法な利益を保護する権限
  - (9) 法令所定のその他の権限

#### 第10条 国家登記活動に対する監督の実施

- 1 国家登記の法令の執行又は国家登記活動に対し監督を行う基本的職責は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の監督・検査事項につき責任を負う単位がこれを執行する。
- 2 前項所定の単位は、監督に係る国家高級監察官及び監督に係る国家監察官によりこれを構成する。
- 3 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長は、主任監察官である。
- 4 主任監察官の権限は政府が、監督に係る国家高級監察官及び監督に係る国家監察官の権限は主任監察官が、これを授与する。
- 5 監督に係る国家高級監察官及び監督に係る国家監察官は、政府の承認した国家登記監督規則所定の権限を行使する。
- 6 国家監察官は、国家登記官の権限を有する。

#### 第11条 国家登記官並びにその権限及び職責

- 1 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長は、国家主任登記官であり、かつ、国家主任登記官は、国家登記活動に対し監督を行い、その違法な決定を変更し、又は失効させる権限を有する。
- 2 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関においては国家主任登記官、国家高級登記官及び国家登記官が、地方の支局又は単位においては国家高級登記官及び国家登記官が、活動する。
- 3 高等教育を受け、国家登記官を養成・訓練する教育に組み入れられたモンゴル国の国民は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長がこれを国家登記官に任命し、又は解任する。
- 4 国家登記官は、特定番号のある標識を使用する。

- 5 国家登記官は、次の権限及び職責を有する。
- (1) 国家登記に登記させる権利の真実性を証明する証憑、説明又は照会回答を関連する公務員、個人又は法人から発行させて取得すること。
  - (2) 第5条第3項ないし第5項所定の国家登記を行わせる旨の申請及びそれに添付した証明文書を受理して審査し国家登記に登記するか否かについて決定を发出すること。
  - (3) 前項所定の証明証憑が違反を有し、ととのわず、又は関連する法律の規定に違反した場合には、国家登記への登記を拒絶すること。
  - (4) 当該国家登記と関連する公文書、申請、不服、提案、申立て又は記録を原証明証憑として取得し、国家登記のアーカイブのデータ・ファイルに添付してファイリング及び記録を行うこと。
  - (5) 第5条所定の国家登記について裁判所、警察又は検察庁等の権限を有するその他の機関が発出した決定に従い国家登記に変更又は記録を行い、決定を登記のデータ・ファイルに添付して保存し、ファイリングを行うこと。
  - (6) 国家登記についての電子情報バンクを組成し、管掌し、及び保存し、並びにその保護及び信頼性を保障すること。
  - (7) 国家登記についての情報又は照会回答を個人又は法人に対し法律の定めに従い発行して与えること。
  - (8) 国家登記のデータ・ファイルを管掌すること。
  - (9) 裁判所、警察又は検察庁等の権限を有するその他の機関に対ししかるべき手続に従い照会回答を与え、国家登記と関連する事項について援助を供与し、又は専門的結論を发出すること。
  - (10) 国家登記活動の報告情報を発行し、法律に従い通知すること。
  - (11) 国家登記を独立して真実に処理すること。
  - (12) 自己の履行した国家登記のデータ・ファイルの証明証憑の要件又はその真実性について法律の下において責任を負うこと。
  - (13) 国家登記と関連する国、個人又は組織の秘密を保持すること。
  - (14) 必要があると認める場合には、不動産のある場所に自ら赴き、その範囲及び位置を認識すること。
  - (15) 法令所定のその他の権限及び職責

### 第3章 国家登記情報統一バンク

#### 第12条 国家登記情報統一バンク

- 1 モンゴル国は、登記情報統一バンクを有し、かつ、当該バンクは、国家所有である。
- 2 国家登記情報統一バンクは、第5条所定の登記の原証明文書のあるアーカイブ及び電子情報バンクによりこれを構成する。
- 3 国家登記の統一的分類、コード及び登記簿は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関並びに情報、郵便、通信及び技術に係る事項を所管する国家行政機関並びに国家統計委員会が共同でこれを承認する。
- 4 第5条所定の登記は、国家登記情報統一バンクの基礎情報となり、かつ、書面形式の情報、原ソース情報となる。
- 5 国家登記情報統一バンクは、損壊又は消滅から完全に保護されたものであり、かつ、国の特別対象としての等級を有する。
- 6 国家登記情報統一バンクの秘密保持並びに原証明証憑の保存及び保護の信頼

性を保障する義務は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関及びその所属する支局又は単位がこれを引き受ける。

- 7 国家登記情報統一バンクに保存されている情報のそれぞれについてファイリングを行う。
- 8 国家登記情報統一バンクの情報は、基本的データ・センターに保存され、かつ、基本的データ・センターの情報統一バンク及び国家登記情報統一バンクを組成し、使用し、又は保存する手続は、政府がこれを承認する。
- 9 国家登記情報統一バンクの情報を業務上の必要により使用する者は、当該情報と関連する秘密を保持する義務を有する。
- 10 照会回答及び情報は、電子形式によりこれを授与することができる。

#### 第 13 条 国家登記の原証明文書のアーカイブ

- 1 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、第 5 条所定の登記を登記して証明するのにおいて意義のある原証明文書の種類別アーカイブを国の範囲において開設し、補充的組成及びファイリングを行い、その保存、保護及び秘密保持の信頼性を保障する。
- 2 国家登記の原証明証憑をアーカイブにおいて保存する手続は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長がこれを承認する。
- 3 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、国家登記のデータ・ファイルの補充的組成及びファイリング並びに抹消した国家登記のデータ・ファイルの情報を月、四半期及び年をもって国の範囲において公表する。

#### 第 14 条 国家登記電子情報バンク

- 1 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、第 5 条所定の登記を電子形式に導入し、情報バンクを開設し、拡大し、及び使用し、並びにその恒常的な中断のない活動、保存、保護及び秘密保持の信頼性を保障する。
- 2 国家登記電子情報バンク内の情報は、これをバックアップし、技術に従い保存する。
- 3 電子情報バンクに情報を取得し、又は保存し、及びその安全性を保障する手続は、国家登記に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。

### 第 4 章 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関による情報の付与

#### 第 15 条 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関による情報の付与

- 1 法律により禁止した以外の国家登記情報は、公開である。
- 2 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関並びにその所管する支局、単位及び職員は、照会回答又は情報の取得に関する照会又は申請を受理した後 5 業務日以内に決定して回答を与える。
- 3 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関並びにその所管する支局、単位及び職員は、国家登記情報統一バンクの与える照会回答又は情報に機関の印章を押捺し、アーカイブの原証明文書の写しに「写しが真正である」というスタンプを押捺し、それぞれ証明する。
- 4 国家登記について照会回答、情報又は写しを取得した者は、当該情報を使用し、当該財産の所有者、占有者又は使用者の権利又は適法な利益に損害をもたらした場合には、法令所定の責任を引き受ける。
- 5 この法律に別段の定めのある場合を除き、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、個人、法人又は公務員に対し、次の場合には、国家登記についての詳細な情報を発給する。

- (1) 当該情報に関連する者が自ら書面により同意した場合
  - (2) 法律監督権限又は特別権限を授与されたその他の国家機関の権限を有する公務員の公式照会に基づいて当該機関の基本的職責にかかわる照会回答又は情報を与えることができる場合
- 6 国家登記機関は、前項第(2)号所定の機関の権限を有する公務員に対し、法律所定の手続に従い、無償で照会回答又は情報を与える。
- 7 刑事事件、民事事件又は紛争を審理して解決する活動への参加者である弁護士又は委任された代理人は、役務対象者の権益を保護するのに必要な照会回答又は情報を登記機関から発行させる旨の申請を当該事件又は紛争を審理して解決する公務員を通じて転送して取得する。
- 8 国家登記に係る事項を所管する国家行政機関は、国家登記の数量情報を国家統計委員会、中央銀行及び租税に係る事項を所管する国家行政機関に四半期ごとに発給する。

## 第5章 その他の規定

### 第16条 国家登記機関による国家機関との連絡

- 1 すべてのレベルの国家機関は、国家登記活動に対し援助を供与し、必要な情報により保障し、法律の定めに従い共同で活動する義務を有する。
- 2 国家登記機関に対し法律監督機関又は税務局が情報を送付する手続は、国家登記に係る事項を所管する政府の成員が関連する政府の成員と共同でこれを承認する。
- 3 法律監督機関が国家登記と関連する事項について発出した決定は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関並びにその所属する支局及び単位に対し 3 業務日以内にこれを送付する。
- 4 国家登記機関のアーカイブのデータ・ファイル及び原証憑により証明する証憑について調査を行う権限を有する者は、アーカイブに入っただけのみ閲覧又は調査を行う。

### 第17条 個人又は法人の義務

- 1 モンゴル国の国民、我が国の領域において居住する外国の国民、無国籍者又は法人は、第5条所定の登記情報を国家登記機関に登録させる義務を有する。
- 2 個人又は法人は、国家登記機関又は公務員の法的決定又は要求を履行する義務を有する。
- 3 国家登記に登録させるために申請を提出する者は、登記させるために申請する権利の証明証憑を完全かつ真実に提出する義務を有し、かつ、当該義務の不履行により他人にもたらした損害を賠償する。

### 第18条 国家登記活動において禁止する事項

- 1 国家登記活動においては、次の事項を禁止する。
  - (1) 国家登記官が役務対象に対し不法な要求を課し、又は不当に連絡すること。
  - (2) 自己の基本的職責にかかわらない情報を収集し、国家登記情報統一バンクから取得するよう試みること。
  - (3) 受理した申請、原証明証憑又は権利の国家登記のデータ・ファイルの記録に修正を行い、毀損し、滅失し、若しくは損壊し、又は証明証憑を不法に補充し、若しくは減らすこと。
  - (4) 国家登記機関のコンピュータの記憶媒体又は演算装置に保存した計算、集計検討又は情報処理の詳細資料を所定の期限前に滅失し、他人に移転し、又は売却

すること。

- (5) 国家登記番号を重複させ、又は飛び越えて授与すること。
  - (6) 照会回答番号を重複させ、又は飛び越えて授与すること。
  - (7) 国家登記のデータ・ファイル、証書若しくは照会回答の記録を改変し、又は国家登記を行った年月日若しくは時間を誤記すること。
  - (8) 国家登記に従前に登記された権利が有効である場合において、重複して登記して証書を授与すること。
  - (9) 国家登記官が自己の特定番号のある標識を不法な行為に使用し、他人に利用させ、又は他の登記官の標識を使用すること。
  - (10) 国家登記に変動を行うべき権利を放棄した旨の国家主任登記官又は法律監督機関の決定に違反して国家登記又は変動を行うこと。
  - (11) 国家登記官が職責について活動を行ったため以外の報酬を取得すること。
  - (12) 照会回答又は情報を第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項所定以外の事由により与え、又は証明証憑と一致させず、若しくは偽って発給すること。
  - (13) 国家登記の結果情報を随意に変更すること。
- 2 国家登記の原証明証憑のあるアーカイブのデータ・ファイルに国家登記官、国家高級登記官又は国家主任登記官を通じて他人がアクセスし、それに変更又はファイリングを行うことは、これを禁止する。
  - 3 国家登記の原文書のあるアーカイブのデータ・ファイルを機関の所在地から搬出することは、これを禁止する。
  - 4 国家機関を通じて他の個人又は法人がこの法律所定の登記活動を所管することは、これを禁止する。

#### 第 19 条 国家登記サービス料

- 1 法令所定の手続に従い国家登記に登記させ、又は照会回答若しくは情報を付与するにおいては、サービス料を納付する。
- 2 前項所定のサービス料の規模は、政府がこれを定める。

#### 第 20 条 紛争の解決

- 1 法律に別段の定めのある場合を除き、第 5 条所定の国家登記と関連する紛争は、裁判所がこれを解決する。

#### 第 21 条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律に違反した者に刑事責任を引き受けさせない場合には、登記の監督に係る国家監察官は、行政責任に関する法律の定めに従い行政罰を科する。

#### 第 21 条 法律違反者に引き受けさせるべき責任 (2016 年 9 月 1 日施行)

- 1 この法律に違反した公務員の行為が刑事事件の性質を有しない場合には、公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)